

議事日程 (第5号)

令和5年12月11日(月曜日) 午前10時開議

(開議)

○ 諸報告

- 1 発言の訂正について
- 2 総務財政委員会の所管事務調査の報告について
- 3 請願・陳情の付託について

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第1 | 議案第175号 | 北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 第2 | 議案第176号 | 北九州市手数料条例の一部改正について |
| 第3 | 議案第177号 | 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第4 | 議案第178号 | 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第5 | 議案第179号 | 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第6 | 議案第180号 | 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例及び北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正について |
| 第7 | 議案第181号 | 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第8 | 議案第182号 | 北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約締結について |
| 第9 | 議案第183号 | 新門司工場熔融炉設備他改良工事請負契約締結について |
| 第10 | 議案第184号 | 当せん金付証券の発売について |
| 第11 | 議案第185号 | 公有水面埋立てによる土地確認について |
| 第12 | 議案第186号 | 町の区域の変更について |
| 第13 | 議案第187号 | 地方独立行政法人北九州市立病院機構の中期目標について |
| 第14 | 議案第188号 | 新日明工場整備運営事業契約の一部変更について |
| 第15 | 議案第189号 | 市道路線の認定及び変更について |
| 第16 | 議案第190号 | 市有地の処分について |
| 第17 | 議案第191号 | 市有地の処分について |
| 第18 | 議案第192号 | 市有地の処分について |
| 第19 | 議案第193号 | 市有地の処分について |
| 第20 | 議案第194号 | 指定管理者の指定の一部変更について(北九州芸術劇場等) |
| | 〃 | 〃 |
| 第27 | 議案第201号 | |
| 第28 | 議案第202号 | 指定管理者の指定の一部変更について(北九州市立介護実習・普及セン |

ター等)

- 第33 議案第207号
- 第34 議案第208号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立子どもの館等）
- 第38 議案第212号
- 第39 議案第213号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市環境ミュージアム等）
- 第41 議案第215号
- 第42 議案第216号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立商工貿易会館等）
- 第44 議案第218号
- 第45 議案第219号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）
- 第52 議案第226号
- 第53 議案第227号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市宮天神島駐車場等）
- 第55 議案第229号
- 第56 議案第230号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立八幡図書館）
- 第57 議案第231号 指定管理者の指定について（北九州市立若松図書館）
- 第58 議案第232号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第4号）
- 第59 議案第233号 令和5年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第60 議案第234号 令和5年度北九州市食肉センター特別会計補正予算（第2号）
- 第61 議案第235号 令和5年度北九州市渡船特別会計補正予算（第1号）
- 第62 議案第236号 令和5年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第1号）
- 第63 議案第237号 令和5年度北九州市駐車場特別会計補正予算（第1号）
- 第64 議案第238号 令和5年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第65 議案第239号 令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第66 議案第240号 令和5年度北九州市公営競技事業会計補正予算（第1号）
- 第67 議案第241号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について
- 第68 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第69 議員提出議案第44号 高等学校等就学支援金制度の所得制限撤廃を求める意見書について
- 第70 議員提出議案第45号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書について
- 第71 議員提出議案第46号 認知症との共生社会の実現を求める意見書について
- 第72 議員提出議案第47号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書について

- 第73 議員提出議案 旧統一教会の被害救済の実効性ある財産保全の法整備を求める意見書に
第 48 号 について
- 第74 議員提出議案 ガザ攻撃中止と即時停戦のため、各国・国際機関に強く働きかけること
第 49 号 を求める意見書について
- 第75 議員提出議案 大学の自治、学問・研究の自由への政治介入につながる国立大学法人法
第 50 号 改正案の廃案を求める意見書について
- 第76 議員提出議案 消費税の減税を求める意見書について
第 51 号
- 第77 議員提出議案 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
第 52 号 について
- 第78 議員提出議案 沖縄・辺野古代執行訴訟に係る代執行の慎重な判断を求める意見書につ
第 53 号 いて
- 第79 議員提出議案 市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議について
第 54 号
- 第80 請願・陳情の継続審査について
- 第81 所管事務の継続調査について
- 第82 議員の派遣について
- 第83 会議録署名議員の指名

(閉 会)

会議に付した事件

- 日程第1 議案第175号から
- 日程第67 議案第241号まで
- 日程第68 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第69 議員提出議案第44号から
- 日程第79 議員提出議案第54号まで
- 日程第80 請願・陳情の継続審査について
- 日程第81 所管事務の継続調査について
- 日程第82 議員の派遣について
- 日程第83 会議録署名議員の指名

出席議員 (56人)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉村太志 | 2番 | 佐藤栄作 |
| 3番 | 宮崎吉輝 | 4番 | 田中元 |
| 5番 | 中村義雄 | 6番 | 田仲常郎 |
| 7番 | 村上幸一 | 8番 | 井上秀耕 |
| 9番 | 戸町武弘 | 10番 | 香月耕治 |
| 11番 | 中島慎一 | 12番 | 渡辺均 |
| 13番 | 日野雄二 | 14番 | 鷹木研一郎 |
| 15番 | 西田一 | 16番 | 吉田幸正 |
| 17番 | 松岡裕一郎 | 18番 | 中島隆治 |
| 19番 | 渡辺修一 | 20番 | 富士川厚子 |
| 21番 | 金子秀一 | 22番 | 木畑広宣 |
| 23番 | 村上直樹 | 24番 | 渡辺徹 |
| 25番 | 本田忠弘 | 26番 | 成重正丈 |
| 28番 | 木下幸子 | 29番 | 山本眞智子 |
| 30番 | 世良俊明 | 31番 | 三宅まゆみ |
| 32番 | 森本由美 | 33番 | 河田圭一郎 |
| 34番 | 浜口恒博 | 35番 | 白石一裕 |
| 36番 | 奥村直樹 | 37番 | 大久保無我 |
| 38番 | 森結実子 | 39番 | 小宮けい子 |
| 40番 | 泉日出夫 | 41番 | 出口成信 |
| 42番 | 伊藤淳一 | 43番 | 高橋都 |
| 44番 | 永井佑 | 45番 | 藤沢加代 |
| 46番 | 山内涼成 | 47番 | 荒川徹 |
| 48番 | 大石正信 | 49番 | 松尾和也 |
| 50番 | 有田絵里 | 51番 | 篠原研治 |
| 52番 | 大石仁人 | 53番 | 三原朝利 |
| 54番 | 井上純子 | 55番 | 井上しんご |
| 56番 | 村上さとこ | 57番 | 本田一郎 |

欠席議員 (1人)

27番 岡本義之

説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 市長 | 武内和久 | 副市長 | 稲原浩 |
| 副市長 | 片山憲一 | 副市長 | 大庭千賀子 |
| 会計室長 | 吉村知泰 | 危機管理監 | 山本浩二 |
| 市政変革推進室長 | 白石慎一 | デジタル政策監 | 三浦隆宏 |
| 技術監理局長 技術部長 | 井上和広 | 企画調整局長 | 柏井宏之 |
| 総務局長 | 田中規雄 | 財政局長 | 上田紘嗣 |
| 市民文化スポーツ局長 | 井上保之 | 保健福祉局長 | 武藤朋美 |
| 子ども家庭局長 | 小笠原圭子 | 環境局長 | 柴田泰平 |
| 産業経済局長 | 池永紳也 | 建設局長 | 石川達郎 |
| 建築都市局長 | 上村周二 | 港湾空港局長 | 佐溝圭太郎 |
| 消防局長 | 本脇尉勝 | 上下水道局長 | 兼尾明利 |
| 交通局長 | 福本啓二 | 公営競技局長 | 中村彰雄 |
| 教育長 | 田島裕美 | 行政委員会 事務局長 | 田尾弘 |

職務のために出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|------|------|----|--------|
| 事務局長 | 岩田光正 | 次長 | 馬場秀一 |
| 議事課長 | 木村貴治 | | ほか関係職員 |

午前10時00分開議

○議長（田仲常郎君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

藤沢加代議員から、12月1日の会議における発言の一部について訂正の申出がありましたので、議長においてこれを許可いたしました。

次に、総務財政委員会から、お手元配付のとおり所管事務調査の報告がっております。

次に、請願1件及び陳情6件を所管の常任委員会にそれぞれ付託いたしました。

以上、報告いたします。

日程第1 議案第175号から、日程第67 議案第241号までの67件を一括して議題といたします。

各常任委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

まず、総務財政委員長、2番 佐藤議員。

○2番（佐藤栄作君）総務財政委員会に付託されました議案3件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第175号について委員から、職員の給与の決定に当たっては、公民較差について、さらに踏み込んだ調査をされたい。

優秀な人材が市外や民間企業に流出しないよう、大卒の初任給を市内民間企業と同程度に改善されたい。

中堅層、高年齢層の職員の給与についても、親の介護等の状況を考慮し、モチベーションの低下につながらないように見直されたい。

職員の給与については、まずは市政変革を行った上で、増額改定を行われたい。

職員の評価制度については、実績や貢献度等がしっかりと評価されるシステムを構築されたい等の意見がありました。

次に、議案第184号について委員から、本市オリジナルの宝くじの発行やインターネットの活用など、さらなる収益の確保に努められたい。

宝くじの受託銀行の選定に当たっては、E S Gへの取組も考慮されたい等の意見がありました。

次に、議案第232号のうち所管分について委員から、地方創生臨時交付金の活用については、県の状況など情報収集に努め、慎重に対応されたい。

市政変革や減額補正などを積極的に進め、財源調整用基金の取崩しのない予算編成に努められたい。

困窮世帯に対する本市独自の支援策に、財源調整用基金の活用を検討されたい。

想定外の事態が生じた際に、漫然と既決予算の範囲で対応するのではなく、追加すべきもの

は補正予算で、減らせるものは減額補正で対応し、透明性の高い予算編成をされたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第184号については、全員賛成で可決すべきもの、議案第175号及び232号のうち所管分の以上2件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、経済港湾委員長、16番 吉田議員。

○16番（吉田幸正君）経済港湾委員会に付託されました議案11件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第179号について委員から、今後もその時代の起業家のニーズに合わせた支援を行うことにより、本市が働きやすく起業しやすい町となるよう取り組まれない。

ものづくりのスタートアップ支援に関する取組について、発信を強化されたい。

スタートアップ支援の推進に当たっては、本市の理工系大学との連携を検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第216号から218号までについて委員から、指定期間を1年間延長することに当たっては、労働者の不安や市民サービスの低下を招くことのないよう、指定期間終了後の運営方法について検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第179号、190号から193号まで、216号から218号まで、232号のうち所管分、235号及び240号の以上11件については、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、教育文化委員長、44番 永井議員。

○44番（永井佑君）教育文化委員会に付託されました議案16件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第180号について委員から、教員の給与制度については、本市独自の取組として、業務に対する頑張りに応じた評価基準の設定を検討するなど、待遇改善に向けて研究されたいとの意見がありました。

次に、議案第181号について委員から、穴生や城南を拠点に活動されている自主夜間学級の役割を考慮し、北九州市立ひまわり中学校開校後も引き続き支援に努められたい。

夜間中学指導業務手当の例と同様に、県立の定時制高校などにおける給食提供についても研究し、北九州市立ひまわり中学校での給食導入を前向きに検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第194号から201号まで及び230号について委員から、制度の検討に当たっては、指定期間の1年延長による人材確保や労働契約法上の無期転換ルールへの対応等、指定管理者

への影響を考慮し、丁寧な対応に努められたい。

公共施設のあるべき姿を考慮し、住民サービスの向上を念頭に、市政変革において所管施設の指定管理者制度の在り方を検討されたい等の意見がありました。

次に、議案第232号のうち所管分について委員から、美術館開館50周年記念横山大観展開催事業等について質疑があり、当局から、美術館開館50周年記念展は、市民が最高レベルの芸術に触れる絶好の機会であることから、日本画の巨匠として高い評価を受け、集客も期待できる横山大観展の開催を決定した。開催に当たっては、メディアや旅行社、近隣施設との連携により、広くPRを行う予定であり、本市の観光客の増大や美術館の認知度上昇、ひいては本市の魅力向上につながるよう積極的に取り組んでまいりたい等の答弁がありました。

なお、委員から、横山大観展の開催を本市PRのチャンスと捉え、積極的、効果的な広報活動に努めるとともに、にぎわいづくりにつながるような事業を展開されたい。

企画内容は入念に検討されたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第178号、180号、181号、185号、186号、194号から201号まで及び230号の以上14件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第231号及び232号のうち所管分の以上2件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、保健福祉委員長、23番 村上議員。

○23番（村上直樹君）保健福祉委員会に付託されました議案19件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第187号について委員から、市立医療センターの老朽化対策等について質疑があり、当局から、中期目標では、市立医療センターの建て替えを含めて検討を進めていくこととしている。また、病院機構では、建て替えを前提として、過度な老朽化対策とならないよう施設整備を行っている等の答弁がありました。

なお、委員から、市民の医療に対する安全・安心の確保に向けて、市立病院機構の在り方を精査されたい。

患者へのサービス向上や職員の働きやすい環境づくり等については、中期計画の中で具体化されたい。

中期目標の達成に向けて、職場環境の改善に注力されたい。

医師や看護師等の人材確保については、ワーク・ライフ・バランスの視点を持って取り組まされたい等の意見がありました。

次に、議案第202号から212号までについて委員から、指定期間の延長については、従事者の雇用問題など指定管理者への影響もしっかりと考慮して対応されたい。

指定管理の見直しについては、各施設の設置目的に照らして必要な措置が講じられるよう、担当局として市政変革推進室へ意見されたい等の意見がありました。

次に、議案第232号のうち所管分について委員から、年末年始に向けて、物価高騰の影響を受けている世帯に対する相談窓口などの各種支援策については、市民にしっかりと伝わるよう広報に努められたい。また、支援制度の運用に当たっては、社会福祉協議会とも連携して柔軟に対応されたい。

コロナ禍や物価高騰で苦しんでいる市民の痛みを敏感に感じ取り、迅速に支援策を講じられたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第177号、187号、202号から212号まで、232号のうち所管分、233号、234号、238号、239号及び241号の以上19件については、いずれも全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、環境水道委員長、20番 富士川議員。

○20番（富士川厚子君）環境水道委員会に付託されました議案6件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第213号から215号までについて委員から、指定管理者が行う稼げる取組では、職員の適正な賃金が確保されているかということを経済的な視点として考慮されたい。

指定管理施設で働く職員のモチベーションを上げるため、処遇改善に努められたい等の意見がありました。

次に、議案第232号のうち所管分について委員から、市有の消防施設の老朽化対策について、しっかり取り組まされたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第176号、188号及び213号から215号までの以上5件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第232号のうち所管分については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、建設建築委員長、40番 泉議員。

○40番（泉日出夫君）建設建築委員会に付託されました議案17件について、審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第182号について委員から、旧八幡市民会館は、耐震工事を行うのであれば、旧ホール棟はホールとして活用されたいとの意見がありました。

次に、議案第183号について委員から、技術監理局として、新門司、日明、皇后崎の3工場の延命化計画をしっかりと把握されたい等の意見がありました。

次に、議案第219号から229号までについて委員から、指定管理期間の1年延長に関して、無期労働契約への不安や不満も含め、現場の声を聞かされたい。

働く者の意識が向上する指定管理者制度になるよう、原局と市政変革推進室が一体となり調査されたい等の意見がありました。

次に、議案第232号のうち所管分について委員から、公共交通応援事業について、今後も燃料高騰や運転士不足など、厳しい経営状況の中、引き続き事業者と連携し、市民の足としての公共交通を守りたい等の意見がありました。

以上の経過で、議案第189号、219号から229号まで、232号のうち所管分、236号及び237号の以上15件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第182号及び183号の以上2件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田仲常郎君）ただいまの各委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。41番 出口議員。

○41番（出口成信君）私は日本共産党市会議員団を代表して、議案第182号、北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約締結外2件について反対討論を行います。

まず、議案第182号、北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約締結について述べます。

総事業費17億5,300万円のうち、今年度工事に取りかかるための施工業者を一般競争入札で決定しました。旧八幡市民会館の文化財としての調査もしないまま、工事に取りかかることは認められません。

2020年度の基本設計の段階で、埋蔵文化財センターの収蔵庫は11年後には満杯になる予測で、新たな手だてが必要とされています。将来の見通しについては何も示されていません。旧八幡市民会館をホールとして保存活用を求める市民団体も、城野遺跡の現地保存を求めてきた市民団体も、この移転事業に強く反対しています。いま一度立ち止まり、計画を見直すべきであり、本議案に反対するものです。

次に、議案第183号、新門司工場溶融炉設備他改良工事請負契約締結について述べます。

我が党は、現在のガス化溶融炉形式の新門司工場の建設時において、処理能力をそれまでの1.2倍にするため、ごみ減量化になじまないこと、大量のコークスを燃焼させ、大量の二酸化炭素を排出するため、地球温暖化防止に逆行するとして反対を表明してきました。今回の改良工事はCO₂の削減効果をうたっていますが、大量のコークス投入によるCO₂の大量排出は基本的に変わりません。

令和4年度の本市3か所のごみ工場での処理量は合わせて約40万トン、処理が可能な量、77万トンのおよそ5割にまで減少しており、従来と変わらぬ処理能力での工場延命は、ごみ減量化に逆行するものであり、本議案に反対するものです。

次に、議案第231号、若松図書館の指定管理の指定について述べます。

若松図書館の新しい指定管理者の候補が決まり、不正を行った株式会社日本施設協会は選ば

れませんでした。我が党は、これまで図書館は指定管理になじまないとの立場から、図書館の指定管理に反対し、検証を求めてきました。若松図書館の不正問題について教育委員会は、制度の問題ではないとしています。指定管理者の毎年度の評価シートには、貸し出した人数、貸し出した冊数等の数値目標と達成率の欄があります。不正はまさにここで発生しており、指定管理者制度そのものの問題にはなりません。

図書館の役割は本を貸し出すだけではありません。専門職である図書館司書による調査研究の機能、市民の質問や疑問などに答えるレファレンス機能を有し、公的な資料を収集、保管するという役割を持った教育施設であり、市民が平等に無料で利用できる施設です。指定管理者制度の在り方を検討するためのサウンディング調査では、市も指定管理者も稼げる取組に関する提案という項目がありましたが、市と管理者がそれぞれどこでどのように稼ぐのか、そもそも指定管理者制度そのものになじむのか、改めて教育委員会として検証すべきであり、本議案に反対するものです。

討論の最後に申し上げます。

議案第175号、職員の給与に関する条例の一部改正については、我が党は職員給与がプラス改定されたことで賛成するものですが、一言意見を述べます。

そもそも公務員の給与は、労働基本権が奪われ、その代償措置として人事院、人事委員会勧告は、生計費準拠や民間との均衡などを考慮し決めるとしています。しかし、実際には物価高騰に賃金が追いついていません。職員の給与は、市経済の原動力になるものです。大学卒の初任給の民間格差、低く抑えられた中堅層や高齢層職員の給料改定、会計年度任用職員の拡大、男女の賃金格差、生活給としての賃金改定として不十分と言わざるを得ません。

また、今議会では指定管理者制度の見直しのため、指定期間を1年間延長することが提案されました。見直しに当たっては、雇用されている従事者の処遇を含め、抜本的な検討が必要です。

今、策定作業が進められている本市の基本構想である新ビジョンについては、期限が迫る中、現場に大きな負担がかかっています。今回示された素案は抽象的で、絞り込むための議論になじむ状況ではありません。この課題においては、何よりも市長が責任を持ってイニシアチブを発揮すべきであることを指摘するものです。

以上で私の討論を終わります。

○議長（田中常郎君）次に、56番 村上議員。

○56番（村上さとし君）村上さとしでございます。議案第232号、一般会計補正予算について賛成の立場から討論いたします。

補正予算164億4,821万円は、主に市民生活を支える事業に充当するものです。物価高騰の対応策として非課税世帯へ7万円の給付金、福祉サービス事業所、保育所、児童養護施設への光熱費など支援、公共交通事業者への事業継続支援金、また、子育て政策として子ども医療費支

給事業など、物価高騰の折、どれも一日も早い執行が待たれます。

一方で、この補正予算を可決しても非課税世帯への7万円が年内給付できず、2月上旬になるという給付体制の問題点も可視化されました。消費者物価指数26か月プラス、実質賃金18か月マイナスで市民生活の疲弊は歴然であり、市民からは年末年始が過ぎせない、稼げる町の前に、まずは市民生活を底支えしてほしいとの声が届いています。市長は、市民の暮らしと命を守る責務を負っております。

私は今回の補正予算案に賛成をいたしますが、現状に危機感を持つほかの自治体が年内給付を実現するために、国を待たず11月に専決処分を行ったり、給付方法に工夫を凝らしたり、また、急ぎ生活応援商品券を配布するなどしていることを参考に、武内市長においても市民生活に心を寄せていただき、常に先に起こるリスクを察知して、国を待たずに動くという公約どおり、一日も早い給付、また、非課税世帯以外、対象事業者以外の支援にも直ちに動いていただきたいと切望いたします。

次に、予算案にある公民較差を解消するための職員給与の人件費補正ですが、労働者の処遇が改善される適切な措置であると認識し、賛成をするものです。

一方、会計年度任用職員や中小零細企業との格差は解消されておらず、市長には市民雇用者における1人当たりの所得もビジョンの指標に入れていただき、全ての労働者が普通に働けば普通に暮らせる豊かな町を目指していただきたいと要望いたします。

以上、今後の武内市長に期待をし、私の賛成討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

各委員長から報告のありました議案67件のうち、まず、議案第176号から181号まで、184号から230号まで及び233号から241号までの62件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案62件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第175号及び232号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、議案2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第183号及び231号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第182号について採決いたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第68 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、同連合議会議員1名の欠員が生じたため、同連合規約第9条第3項の規定により選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に、お手元配付の名簿に記載の議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました鷹木研一郎議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

ただいま福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました鷹木研一郎議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

次に、日程第69 議員提出議案第44号から、日程第79 議員提出議案第54号までの11件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第44号から49号までの6件について提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、5番 中村議員。

○5番(中村義雄君)ただいま議題となりました議員提出議案第44号から第49号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第44号、高等学校等就学支援金制度の所得制限撤廃を求める意見書について申し上げ

ます。

近年、日本では少子化が格段に進み、本年9月に厚生労働省が発表した人口動態統計では、2022年の合計特殊出生率は過去最低と並ぶ1.26となり、出生数は77万759人となりました。政府も子育てや教育にお金がかかり過ぎるという課題を認知しており、本年6月に策定したことも未来戦略方針では、基本理念の一つにおいて若者・子育て世代の経済面の不安解消に触れています。しかし、現状では子育てや教育に係る多くの支援制度で親の所得による支給制限が設けられています。特に、高等学校等就学支援金制度における所得制限は、教育機会の平等を脅かすだけでなく、子供のチャレンジマインドを抑制する面があり、自立心を養う機会や努力し成功体験を得る大切な機会が失われており、第一に手をつける必要があります。よって、国会及び政府に対し、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供に教育の機会均等を保障する観点から、高等学校等就学支援金制度について親の所得による支給制限の撤廃を行い、子供の教育機会の平等を実現することを要請するものです。

次に、第45号、医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書について申し上げます。

介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態となっています。厚生労働省による2022年6月の賃金構造基本統計調査では、介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差があります。低賃金、人手不足による苛酷な労働を強いられることが続けば、職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがあります。よって、政府に対し、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進するため、処遇改善支援事業を早期に実行すること及び介護職員等の公営住宅への入居を促進することなどを要請するものです。

次に、第46号、認知症との共生社会の実現を求める意見書について申し上げます。

認知症の高齢者が2025年には約700万人になることが想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための共生社会の実現を推進するための認知症基本法がさきの国会で成立いたしました。今こそ認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現をという目標に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくときです。よって、政府に対し、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置を含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現することを求め、認知症基本法の円滑な施行に向け、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げることを要請するものです。

次に、第47号、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書について申し上げます。

ます。

食品ロス削減の推進に関する法律が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及啓発が進められてきた一方で、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は523万トンとなっております。これは、国連世界食糧計画、WFPが飢餓で苦しむ人のために行っている年間480万トンの食料支援の1.1倍となっているのが現状です。また、食品ロス削減は、気候変動対策としても非常に重要です。食品の廃棄における直接的な影響だけではなく、その生産過程等におけるエネルギー消費などを踏まえると、食品ロスが環境に及ぼす影響は決して少なくありません。よって、政府に対し、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションなどとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、エシカル消費の普及啓発やフードバンク、フードドライブなどへの取組を強化することなどを要請するものです。

次に、第48号、旧統一教会の被害救済の実効性ある財産保全の法整備を求める意見書について申し上げます。

政府から解散命令を請求された旧統一教会の田中富広会長が、11月7日、記者会見を開き、おわびを表明しました。その一方で、多くの信者や家族を苦しめてきた高額献金などについての組織的責任は認めませんでした。政府が把握する高額献金の被害規模は200億円を超え、全国統一教会被害対策弁護団は、潜在的な被害額は約1,200億円に上ると推計しています。被害者弁護団は、今臨時国会において速やかに被害救済の実効ある財産保全の法整備をするように求めています。よって、国会及び政府に対し、被害救済の実効性のある財産保全の法整備を行うことを要請するものです。

次に、第49号、ガザ攻撃中止と即時停戦のため、各国・国際機関に強く働きかけることを求める意見書について申し上げます。

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区は、深刻な人道的危機に直面しています。既に双方の死者が1万人を超え、その4割は子供とも報じられています。イスラエル側は自衛権の行使を掲げていますが、住民の避難場所である病院や学校に加え、救急車や難民キャンプをも爆撃の標的とするなど、自衛権を超える過剰な攻撃で、国連の人権専門家も厳しく警告しています。よって、政府に対し、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦を各国・国際機関に働きかけることを要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、議員提出議案第50号から53号までの4件について、提案理由の説明を求めます。46番 山内議員。

○46番（山内涼成君）議員提出議案のうち、議案第50号から53号までを一括して説明いたします。

まず、議案第50号、大学の自治、学問・研究の自由への政治介入につながる国立大学法人法改正案の廃案を求める意見書についてです。

政府は今国会で、事業の規模が特に大きい国立大学法人に事実上の最高意思決定機関となる合議体、運営方針会議の設置を義務づける国立大学法人法改正案の成立を目指しています。東京大、京都大など5つの大学を指定する予定です。改正案では大学の中期目標、予算などに関する事項の決定権は、文部科学大臣が承認する学外者の参加が想定される運営方針会議に移管されます。大学の自治、学問・研究の自由への政治介入は許されません。よって、国会及び政府に対し、国立大学法人法の改正案を廃案にするよう強く要請するものです。

次に、第51号、消費税の減税を求める意見書についてです。

政府は、所得税と住民税を合わせて4万円の定額減税を令和6年6月から行うことや、住民税非課税世帯への7万円の給付を行うことを表明しました。どちらも1回限りの実施であり、所得税等の定額減税は月に換算すると約3,333円で、まさに焼け石に水です。世界の107の国と地域で、国民の生活支援と購買力の下支えのために、日本の消費税に該当する付加価値税の減税等が行われています。よって、国会及び政府に対し、日本の経済と国民の生活を守るため、公平で効果的な対策として、早急に消費税を5%に減税することを強く要請するものです。

次に、第52号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書についてです。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな要因となっています。日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないにもかかわらず、補聴器の使用率は欧米諸国と比べて極めて低いのは、補聴器が高額で保険適用がないために全額自己負担となるからです。公的補助制度を創設した自治体は、2010年代までは僅か24自治体でしたが、本年度だけで新たに78自治体が創設し、実施自治体は10月現在で218自治体にまで広がっております。公的補助制度のさらなる充実によって、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる効果が期待をされています。よって、国会及び政府に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要請するものです。

最後に、第53号、沖縄・辺野古代執行訴訟に係る代執行の慎重な判断を求める意見書についてであります。

政府が進める米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる新基地建設に向けた代執行訴訟は、本年10月30日、福岡高裁那覇支部で第1回口頭弁論が開かれ、即日結審しました。対等・協力が前提の国と地方自治体との関係において、国が沖縄県の権限を奪い、自ら辺野古の設計変更を承認する代執行は、本来あってはならない最終手段です。よって、政府に対し、地方自治の本旨にのっとり慎重な判断を下すよう強く要請するものです。

以上、提案理由の説明を行いました。よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（田仲常郎君）次に、議員提出議案第54号について、提案理由の説明を求めます。54番 井上議員。

○54番（井上純子君）ただいま議題となりました議員提出議案第54号、市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議について、提出議員、自民未来、三原議員、大石議員、日本維新の会、有田議員、篠原議員、松尾議員、若松を愛する会、本田議員、以上7名を代表して、私、井上純子から提案理由を申し上げます。

まず、議員報酬については、本来議会改革協議会で議論していくべきではありますが、なぜ決議案の手段をもって提案するか。それは、議会改革協議会に5人未満の少数会派は参加できないという慣例があるためです。今回のように決議案という形で大会派の議員の皆様には議論開始を託すものであります。

次に、議員報酬削減の必要性について申し上げます。まず、本市は財政状況の悪化から財政健全化が待たなすであります。財政運営が硬直化し、本来市民のために拡充すべき必要な予算や市独自事業の展開が困難になっています。これから市の未来を担う世代、産業に投資もできないまま、負債ばかり背負い、町の成長はありません。財政数値で言うと、市民1人当たりの市債残高は政令市中ワースト1位、財政硬直化を示す経常収支比率はワースト2位、そのほか、将来負担比率、財政力指数はワースト3位です。そのような中で、我々議員報酬の市民1人当たりの負担額は政令市断トツの1位であります。客観的に考えても、議員報酬の削減の議論の開始は必要であります。また、民意としても、市長選において市長・議員報酬の削減を掲げた武内市長が選ばれ、我々も3月定例会において市長報酬カットの議案を可決いたしました。その後6月に議会改革協議会の準備会と表して、本来公開すべき会議の傍聴を規制し、議員報酬ありきではない議論を始めるという方針が公表されました。しかしながら、会議の日程もいまだ公表されていません。6か月もです。一刻も早く武内市長と共に本市の財政危機の脱却に向け、削減ありきの議論開始が必要であります。よって、本市議会は市議会議員の報酬の削減について、早期の議論開始を宣言するものであります。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（田仲常郎君）ただいまから質疑に入ります。56番 村上議員。

○56番（村上さところ君）村上さところでございます。議員提出議案第54号、市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議に対し質疑を行います。

この議案は、昨年6月定例会に同提出者から出された議員定数と議員報酬削減に関する決議文に類するものです。私は当時、賛成討論にて、以下大きく4点の賛成理由を述べました。

1点目、私自身が初当選の議会で、市民の声を反映された議員報酬の在り方を検討すべきではないかと提案をしたこと、2点目、議案が、まずは市議会で議論や調査研究を開始していくであり、反対する理由がないこと、3点目、市民の関心が高い内容であり、議員が様々な意見

を出し合い、議論、討論を行い、市民に説明していくことはとても大切であること、4点目、議員57人に多様な意見があり、議員全員で議会の在り方を根本的に議論し、市民に可視化し、市民へ説明することによって、開かれた議会の姿を実現できること、このように私は議員報酬について議論が必要であり、個人的には費用弁償などもすぐに廃止にできるものと考えてはおります。

しかし、今決議文については、事実関係について気になる点がございます。議員一人一人は、決議文の文言一語一句に責任を持ち、賛否を示さなくてはなりません。

そこで、以下2点質問をいたします。

現在、準備会は進行形で資料集めや他都市の調査を進めている段階であり、今後議会改革協議会に移行し、議論が始まる時期も決まっております、当然傍聴も可能になると聞いております。決議書は事実と相違があり、一般傍聴を規制している、協議会の開始時期さえ決まっていない、議員報酬削減の議論が塩漬けという表現には当たらないと思います。見解をお伺いいたします。

2点目、今回の決議案は議員報酬の削減ありきで議論を開始するとなっております。最初から削減ありきでは、多様な意見を出し合い、討議を尽くすことができないのではないのでしょうか。また、決議文は、可決することが目的に提出されていると認識しております。この結論ありきでは、広く賛同を得るのが難しいのではないのでしょうか、併せて見解をお伺いします。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（田仲常郎君）51番 篠原議員。

○51番（篠原研治君）それでは、私からは削減ありきの議論では多様な意見が出なくなるのではないかという質問と、賛同を得にくくなるのではないかというこの質問に対して答弁いたします。

賛同を得にくくなるのではないかという質問についてですが、今この財政難である北九州市で議員報酬、およそ1,400万円は高過ぎると思います。市長は報酬削減を掲げて当選しました。これはある一定の市民の民意なんだと私は感じています。

この財政難の中で既に住民サービスの廃止、統合、値上げを進めていっている中で、財政難の負担を市民にだけ負わせることはできないんじゃないかと強く思っています。この決議案は、報酬削減に賛成なのか、それとも報酬を上げたい、維持したいから反対なのか、それしか諮っていないんです。今の北九州の財政状況を考えると、議員報酬、およそ1,400万円のこの減額というのは、もちろん賛同を得られると思って提出しております。

そして、多様な議論についてですが、議論というものは、何事も議論をする必要性とともに、議論の方向性もセットであるということも多いと思います。実際に、議会改革協議会の過去の議題では、市民参加の促進、議会におけるDXの推進などと方向性が決まった議題もありますので、これにより多様な意見が失われたとは考えにくいと思っています。議員報酬の削減

この議論においても、ぜひ多様な意見で議論を始めるためにも、この決議案に賛成いただき、早急に議論を活性化させていただきたいと思います。私からは以上です。

○議長（田仲常郎君）54番 井上議員。

○54番（井上純子君）私からは、議会改革協議会での今現在準備会で調査が進行中であり、調査ができ次第協議される状況を塩漬けと言えないのではないかという御質問について、また、この準備会を実施しているというところなんですけれども、これについて答弁いたします。

まず、議論を始めるというのは議題があって、そして、具体的な開始時期があることです。武内市政になってあらゆることで計画性、目標を我々議会も求めているところでもあります。開始時期も決まらない会議は議論する意思を感じられません。

また、調査中、また、会議日程が決まっているという先ほど文言があったんですけれども、その情報も議事録すら公開、その当日、準備会は私も廊下で見たんですけれども、マスコミの方も廊下に出されて、これは傍聴を規制していると言えると思っております。開始の時期も6か月決まっていなわけです。公式に公開されていないという状況を見て、客観的に見て塩漬けで、議論の先延ばしと言えると考えております。

また、この準備会の取扱いなんですけれども、そもそも準備会の公開されていない状況、傍聴を規制していると事実を申し上げました。また、議会基本条例第16条では、開かれた議会運営に資するためには、会議等を原則として公開すると記されております。さらに、議会改革協議会は、条例等で設置することを記してはいませんが、議会基本条例第2条の不断の議会改革を行う我々の役割を果たすために、必要に応じて設置する会議体であります。そのため、参加する議員や人数の規定もなく、原則公開の例外となる秘密会についても認められていません。はっきり言って、一部の議員で都合よく準備会と表して、原則公開すべき議会基本条例に対して不適切な取扱いであるとも言えると思っております。以上であります。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）お答えいただきましてありがとうございます。

私が議会改革協議会の方々から聞いているお話とは若干やはり相違があるのではないかと思います。特に塩漬けという表現と、開始時期さえ決まっていなということではありますが、協議会の開始時期は武内市長の新ビジョンの完成に合わせてという、その方向性に合わせて始まると聞いておりますので、もう少し詳しく事実関係を調べていただけたらと思っております。

また、この議員報酬の削減ありきで議論を開始するという点であります。この決議について何度か読んでみたんですけれども、論点的にこの文章が、議員報酬削減が財政健全化のためなのか、または市長の公約に合わせるためなのか、なぜ必要なのかという点が、この決議文だけでは読み取ることができませんでした。今お話を聞いて、初めて議員報酬削減が財政健全化のためということであると認識をいたしました。

こちら、今年の3月定例会で私が市長質疑して分かったことでありますが、市長報酬の10%削減について、これは削減額としては非常に少ないものであり、EBPMや財政効果のエビデンスもなく、財政健全化に資するためというよりも、身を切る改革、聖域なき行政改革への覚悟を示すもの、言わば精神論に基づくものだということが分かりました。それに対して、やはり議会に対してベクトルを合わせてほしいと武内市長が言っている。ですので、議会が議員報酬を削減する場合、これかなり精神論的な部分が多いのではないかなというふうにこれまで認識しておりました。

この財政健全化ということで人件費を削るということだと思いますが、一方で武内市長は、官民合同チームの民間人材、月83万円、年間1,000万円報酬を2名新しく雇用したり、北九州市アドバイザー12名を新しく雇用し、1時間3万円という報酬を設定し、人件費自体は上振れしております。

行財政改革、まだまだ取り組める面もあるのではないかと考えております。この決議文の整合性や論点整理がさらに必要ではないかと思っております。非常に分かりにくい決議文でありますし、何よりも傍聴を規制するだとか、開始時期さえ決まっていなだとか、議員報酬削減の議論が塩漬けになっているなどという、やはり強い表現に大変違和感を覚えております。

多くの今議員が心を合わせて議員報酬削減について話を始めようと、同じスタートラインに立っていると私は認識しております。この中で、議員報酬ありきで議論を開始することではなく、やはり57人の一人一人の多様な意見を反映して議論を進めることが、私は大切だと思っております。今答弁を聞きまして、やはりこの決議文、疑問に思いますし、これでは賛成はできないのかなと思っております。以上です。

○議長（田仲常郎君）50番 有田議員。

○50番（有田絵里君）恐れ入ります。よろしければ補足をさせていただければと思います。

以前、北九州市内にお住まいの方を対象に無作為にアンケートを取らせていただきました。実際のサンプル数として1,657件集まり、その中で議員報酬の適正額を問う質問をいたしました。そのうち市民の皆様が思う1番の適正額は1,000万円の報酬額が適正だと、30.2%、続いて800万円が24.8%でした。そして、今より減額を求める市民のお声として、全体の78.7%の方が、今の報酬は高い、減額するべきだと結論づけられるアンケート結果となりました。

議員報酬というのは国や市が決めるわけではありません。私たち北九州市議会議員が、そのときの時代情勢などを鑑みて、都度自ら報酬を決めていかなければならないものだと思います。私たちの議員報酬は一度だけ、平成25年から2年間だけ特例で下げただけで、それ以外は昭和38年から変わっていないという事実を、まずは市民の方々に知ってもらう必要がないでしょうか。だからこそ、何とぞこの決議案には多くの御賛同をいただき、このテーマに対しては、まずは議論の場をつくることを後押ししていただきたいと思います。以上です。

○議長（田仲常郎君）56番 村上議員。

○56番（村上さとこ君）冒頭申し上げましたように、議員一人一人は、議案の文言、一語一句に責任を持って賛否を示すものであります。ですので、もしそのようであれば、文言修正などを求めていきたいと思っております。以上です。

○議長（田仲常郎君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案11件については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。28番 木下議員。

○28番（木下幸子君）私は、公明党議員団を代表して、議員提出議案第54号、市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議について、反対の立場から討論を行います。

本決議案に反対する趣旨は、本決議案にある議員報酬削減の議題が塩漬けになっているとの文言に賛同できないからです。本議会においては、本年6月、当時の鷹木議長の提案により、議員報酬についてを議会改革協議会の協議事項とすることが既に決定されています。そして、その議会改革協議会においては、市長が行う行財政改革を注視しつつ、議員報酬については議会自ら検討を始めるべきという理念が共有されています。よって、議員報酬について議論するに当たっては、武内市長が進めている行財政改革のプランについて検討を重ねる必要があります。さらには、単に削減効果の額だけではなく、行革の内容そのものが本市の発展につながり、市民の皆さんの理解を得られるものであるかどうか、しっかりと見極めていかなければなりません。そのため、行財政改革のプランが示されていない現在においては、先行して議会改革協議会開催に向けての準備をしているところです。議員報酬を検討するに当たって、議会として今やれるべきことはしっかりと行っています。よって、決議案で使われている塩漬けという言葉は適当ではないと考えます。

以上の理由により、市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議には反対します。我々公明党議員団は、議員報酬について今後一層真摯な議論を重ねていきたいと考えています。

以上で反対討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、14番 鷹木議員。

○14番（鷹木研一郎君）自民党の鷹木研一郎です。会派を代表して、議員提出議案第54号、市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議について、反対の立場から討論を行います。

まず初めに、本決議案にある将来財政破綻しそうな町全国2位と一部のマスコミの引用について、一言申し上げさせていただきます。この外部評価は、国が定める健全化判断比率を無視

した独自の評価であり、私は北九州市へのネガティブキャンペーンであると感じ、大変遺憾であります。確かに、北九州市の財政については、今後も改善を進めながら将来負担比率を引き下げていかななくてはなりません。しかし、これまでも北九州市行財政改革大綱等に基づき、職員数の適正化や外郭団体の改革、民営化の見直しなど、議会と執行部が一体となり、財政の健全化と財源の確保に最大限尽力しながら、成長への投資を行ってまいりました。そして、未来に向けてのその投資の成果を、北九州空港や洋上風力発電をはじめ、今その姿をアジアや世界に見せていこうというときに、こういった表現の引用はあまりにも不適當であると言わざるを得ません。

改めて申し上げます。北九州市は財政破綻しそうな町ではありません。市民の負託を受け、市民に希望を届ける議員がネガティブキャンペーンに加担すべきではないと、この場で強く申し上げさせていただきます。

さて、本市議会は、平成23年9月に全会一致で制定した北九州市議会基本条例第2条において、議会の役割及び活動原則として、議会を取り巻く情勢の変化を認識し、不断の議会改革を行うことをうたっています。これに基づき、これまで様々な議会改革を客観的な資料の分析と真摯な議論を重ねながら、一つ一つ実現してまいりました。議員報酬に関して武内市長は就任時の定例記者会見で、まず、私の報酬をカットした上で、今後は議会におかれても私と目線を合わせてお考えいただきたいと期待している。行財政改革を各方面にお願いする上で、まず、かいより始めよというのが私の政治姿勢だと述べられました。

市長の発言にもあったとおり、行財政改革のための報酬見直しなのですから、議員報酬について議論するに当たっては、市長が進めている行財政改革の方針や成果の中身をきちんと分析し、見極めた上で決定していかなければならないことは当然です。それは、市政のチェック機関である我々議会の責任であります。そこで、市長から行財政改革のプランが示されたときに、議会として即座に対応できるように、当時議長であった私から議員報酬についてを議会改革協議会の協議事項とすることについて提案をさせていただきました。その上で、議会改革協議会を円滑に進め、結果を出すために、ここまで3回の準備会を開催してまいりました。準備会では、今後の議会改革協議会の進め方や行財政改革のための報酬見直しであることの確認、また、今後必要となるデータについての検討などを進めているところでございます。

このように着実に準備会を開催しながら、公開で行うこととなる議会改革協議会において、真摯で充実した議論ができるように準備、検討を重ねています。今後、市長が行う行財政改革の動向等を注視していかなければならないことも当然であります。したがって、本決議案にある、議員報酬削減の課題が塩漬になっているとの指摘を誠に遺憾に思うとともに、そもそも誤った認識と理解によって提出されたものであることをここで改めて確認し、議員の皆さんと共有しておきたいと思っております。

以上の理由により、市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議には明確に反

対いたします。

最後に、我々自由民主党・無所属の会議員団は、多くの会派の皆さんと本決議案にかかわらず、議員報酬についてこれからも真摯に議論を重ねていき、市民の皆様の御理解と御支持を得られる結果を出すことをしっかりとお伝えして、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（田仲常郎君）次に、32番 森本議員。

○32番（森本由美君）私は、ハートフル北九州市議会議員団を代表して、議員提出議案第54号、市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議について、反対の立場から討論を行います。

議員報酬については、本年6月、議会改革協議会の協議事項とすることが既に決定をされています。その上で、議会改革協議会では、市長が行う行財政改革を注視しつつ、議員報酬については議会自ら検討を始めるべきとの考え方が共有されています。これは我が会派の主張でもあります。そこで、議会改革協議会では、現在市長から行財政改革プランが示されたときに、議会として即座に対応できるように、準備会を開催しながら行財政改革の動向等を注視しているところです。よって、決議案で使われている塩漬けになっているという評価をすることには全く根拠がありません。

本市議会は、北九州市議会基本条例第2条において、議会の役割及び活動原則として、議会を取り巻く情勢の変化を認識し、不断の議会改革を行うことをうたい、これまでも様々な議会改革を客観的な資料の分析と真摯な議論を重ねた上で実現をしてきました。引き続き議員報酬についても議会の役割や議員の活動など、あらゆる角度から検討し、市民に開かれた議会運営を目指します。

以上の理由により、市議会議員の報酬削減について早期に議論を開始する決議には反対し、私の反対討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）次に、55番 井上議員。

○55番（井上しんご君）55番 井上しんごです。私は、議員提出議案第54号について反対する立場で討論を行います。

まず、市民1人当たりの議員維持費なるものの負担が高いというものですが、人口が減っている本市で、非課税世帯も含めて単純に割れば当然です。また、報酬カットを掲げた市長が誕生し、議員報酬についても議論が進むかと思いきやとのことですが、市長は自らが当選せんとするために給与削減を訴え、ただそれを実行しただけです。市長に続けとは、どんな論理でしょうか。私は市長と報酬について何らすり合わせをしたことはありません。当選したから何でもできる、うちらが正義なんだからというのは乱暴です。10%、20%と報酬削減を訴えて当選した議員が過半数になれば、おのずとそうなるのではないのでしょうか。

私たちの任期は残り1年足らずで、選挙で掲げた政策や公約をいかにやり切るか、その集大

成の1年であり、私もその実現に苦闘しています。本市は政令市で高齢化率が高く、多くの市民は経済の好循環や生活の向上を期待しています。今我々がイの一番にすべきなのは、市民の皆さんの日々の相談や苦境を聞き、その生活を支えるために大いに働き、その力を発揮することではないでしょうか。

議員にはそれぞれ報酬についての考えや思いがあります。意見が違うからといって対立をあり、それを道具にするのは違います。視察中もひっきりなしに相談の電話を受けている方や、自腹で企業誘致をしている方、人を呼び込むためにイベントを企画して最前線で活躍している方、そうした方を見ていると、もっともらってほしいとさえ思います。報酬に見合う働きをしていない人が本市議会にいますでしょうか。

SNSの進化で、ネットだけでも議員活動ができる時代かもしれません。しかし、広く市民の声を聞くために、酒の場でしか聞けない声には、たとえ懐が痛んでも最後まで付き合っただけで声を聞く、体も壊すし、まさに身を削っています。対面でも会合でもリアルに活動すればするほど経費はかかるものです。10%削減、20%削減、いや半分にと、切りがありません。それで市民生活がよくなり、もっと多くの声を拾えるならいいでしょう。しかし、提案者の文章では、公共施設の利用料値上げや廃止など、市民生活に負担を強いる政策を示してきた、そこでと続いています。つまり、真の狙いは、市長も議員も身を削るから、これからの行財政改革で市民に負担を求めますということです。

何十円の削減と引き換えに、市民にはその何十倍、何百倍もの痛みを強いる道理はありません。それは市民生活の破壊であり、報酬削減はその呼び水です。既に、市の行財政改革の動きで敬老会や地域防災に関わる現場から心配する声も出ています。変革なくして成長なしといいますが、成長なくして変革なしです。

この決議案は、若い議員の方が案文を考えて提案されたものです。見方を変えれば、若者の中に、自らを何か犠牲にしないと受け入れてもらえないような心配があるようにも思えます。20年以上の非正規雇用などの人件費抑制政策によるコストカット経済と、行財政改革による低成長期を過ごし、夢を語るのをちゅうちょする社会になっているのではないのでしょうか。若者が夢を語れず、カット、カットと身を削らざるを得ない未来がいいとは思えません。政治家を目指す若者が、自らのクリエイティブな発想で未来を開き、本市の発展につながるような政策を実現し、議員が大いに語り、力を合わせていけるような市政を目指していきましょう。

議場の皆様の御賛同と、執行部の皆さん、市民の皆さんの御協力をお願いして、討論を終わります。

○議長（田仲常郎君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第44号から47号までの4件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第48号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第49号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第50号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第51号及び52号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、いずれも否決されました。

次に、議員提出議案第53号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第54号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第80 請願・陳情の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、請願及び陳情の閉会中継続審

査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のあった請願12件及び陳情145件については、いずれも閉会中継続審査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第81 所管事務の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、所管事務の閉会中継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のとおり、閉会中継続調査を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第82 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元配付の議員派遣一覧表のとおり、3件の議員派遣を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第83 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、36番 奥村議員、45番 藤沢議員を指名いたします。

以上で議事は終了いたしました。

これもちまして令和5年12月北九州市議会定例会を閉会いたします。

午前11時19分閉会